

1 協議事項について

【中村委員長】 本日、日本共産党は高久委員のかわりに佐藤大地議員が出席する旨の連絡を受けている。それでは本日の協議事項について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 本日は、9月の本委員会で継続となっていた協議事項一覧表の番号49と番号50、それから番号58から62までの7件を、日程（1）から（7）としてご協議いただく。（1）、（2）、（4）、（5）は明るいまらい大和から、（3）、（7）は自民党・新政クラブから、（6）は公明党からの提案である。

（1） 政務活動費使途基準の緩和

（2） 議員報酬と政務活動費の再考

【中村委員長】 （1）と（2）は、9月の本委員会からの継続案件であり、関連もあるので一括して協議したい。何か意見はあるか。

【青木委員】 本件は非常に重要な案件ではあるが、最近の社会情勢等を鑑みても、政務活動費の使途基準は非常に厳格なものでなければならぬと考えている。自民党・新政クラブとしては本件については、緩和ではなく現状維持としたい。

【中村委員長】 自民党・新政クラブは本件について現状維持との意見である。本件について事務局から説明させる。

【議事担当係長】 本日の協議事項（1）、（2）については、前回の本委員会終了時に2つの会派から提案説明があった。説明を受け、委員長が期限を定めて資料の提出を求めたところ、虹の会、明るいまらい大和の順に提出があった。お手元の4枚つづりの資料1をごらんいただきたい。2会派からの提案は、項目が重なるものもあるので、それを9項目に整理したのが資料1の1枚目である。2枚目以降は、既に先月各会派に配付したのと同じものである。

【中村委員長】 本件については、資料1の整理番号1から9の順番に協議したい。なお、虹の会と明るいまらい大和からの資料を先月中に事前配付しておいたので、各会派は会派内で協議し、結論を出してきていただいているものと思う。それも踏まえて、本日の具体的な進め方について事務局に説明させる。

【議事担当係長】 資料1の1枚目、整理番号1の「ガソリン代」を例にとって説明する。まず初めに、委員長が提案会派に対してガソリン代について説明等があるかどうかを聞く。提案会派は、説明がある場合は、そこで説明をしていただく。説明が終わったら、次に委員長は提案会派以外の会派に対して、ガソリン代について質問や意見等があるかどうかを聞く。質問や意見等がある会派は、そこで発言をしていただく。質問、意見等が出そろったら、

最後に委員長はガソリン代について各会派の賛否を順番に聞いていく。以上が一連の流れとなり、これを資料1の整理番号1から整理番号9まで繰り返していただく流れとなる。

整理番号1 ガソリン代（虹の会・明るいまらい大和）

【中村委員長】 事務局の説明のとおり協議を進めたい。これは虹の会、明るいまらい大和の両会派から提案されている。提案会派から説明はあるか。

【石田委員】 提出した文書のとおりである。

【赤嶺委員】 ガソリン代とあわせて会派からの緩和要望項目2、3も関連があるので一括して説明したい。資料に掲載した神奈川県議会の政務活動費の考え方にもあるとおり、政務活動と他の活動が混在する場合は案分している。案分規定を導入することで、費用負担に対する政務活動費のルールを定めて、それによりガソリン代をはじめ電話料金、事務用品などの購入費用に政務活動費を充てることを可能にしていきたい。

【中村委員】 本件について意見等はあるか。

【山崎委員】 市議会まで電車で来る場合には費用は出さないのか。

【赤嶺委員】 費用弁償までは考えていない。

【山崎委員】 ガソリン代だけを対象にするのはおかしいと思う。

【鳥渕委員】 提案の趣旨は理解するが、明るいまらい大和の緩和要望項目2、3も合わせて、市民への説明責任の面からも難しいのではないかと考えている。

【佐藤（大）議員】 どこまでを活動の範囲として明確に示せるかが鍵になってくる。市政にかかわる活動と政党や議員としての活動を明確に示すことはできない。今は政務活動費にかかわる国民の関心もあり、日本共産党として本件は厳しいと考える。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動としても、今の時期に協議すること自体差し控えたい。県議会のことを比較対象として例示しているが、政務活動費の額自体が大きく異なる。

【石田委員】 複数の委員が検討の時期的なことを言われているが、他自治体で起きた問題を捉えて、本来の政務活動費のことまで言うのはいかがか。通常の活動の中で実費払いしているものもある。市民への明解な説明責任というが、視察に行った資料を提出すれば行き先もわかり距離もわかるので説明責任は果たせると考える。白紙の領収書などが問題になっているのであって、明らかに活動に使ったものまで差し控えるようでは、悪いことのほうに足を引っ張られ、萎縮してしまうことを危惧し提案したものである。

【山田副委員長】 我々が思っている以上に政務活動費に対する国民の意識は非常に敏感である。かなり細かな質問を私自身受けている。あえて指摘を受けるような状況を今つくる必要はない。政務活動費は我々の活動に使えるお金であり、それを柔軟に十分活用して活動できることが好ましい。石田委員の考えが誤りであるとは言わないが、この時期に政務活動費使途基準の緩

和について協議するのは、いかがなものか。ただし、全てに反対しているわけではなく、この後の提案では賛成できるものもあるし、今後協議をしないということではない。

【赤嶺委員】 富山市議会など、政務活動費にかかわる問題で、国民に不信感があることは理解している。ただし、それと本市の政務活動費の話は別である。そのような問題があったからこそ、本市ではしっかりとやっていかなくてはいけないと考えている。政務活動費を活用するのであれば、市民への説明もできるように環境を整えていく必要がある。

ガソリン代については、先ほど石田委員も言われたように、距離や場所が明確であれば本来の目的を逸脱したガソリン代の請求は行われたいと思う。どのような支払いかを明確にすれば、市民への説明責任を果たせないような事態にはならないが、これを現状のままとすれば、今までどおり議員が実費負担をし、政務活動費を充てられないままになる。慎重な判断をお願いしたい。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【山崎委員】 ガソリン代は非常に曖昧になるので、神奈川ネットワーク運動は反対である。

【佐藤（大）議員】 日本共産党は反対である。

【鳥淵委員】 公明党も反対である。

【青木委員】 先ほど述べた理由のとおり、自民党・新政クラブは現状維持ということで反対である。

【中村委員】 全会一致に至らなかったのがガソリン代については現状のまままでよいか。

全 員 了 承

整理番号 2 連絡にかかる費用（虹の会）、電話料金（通信費）（明るいまらい大和）

【中村委員長】 説明があればお願いしたい。

【石田委員】 提出した文書のとおりである。

【赤嶺委員】 特に補足説明はない。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【佐藤（大）議員】 提案については理解できるが、連絡先への内容が政務活動費対象のものであったのかどうかを客観的に判断するのは難しいと考えている。

【石田委員】 たしかに、かせがなければ電話代の請求も困難であると思う。しかし最近では私的な電話は携帯電話で行い、事務所等の固定電話で私的な電話をすることはまずない。論理的に考えたときに、そういうところに政務活動費を充てることは客観的にも説明がつくものと考えている。

【中村委員長】 提案会派を除く各会派の賛否を確認したい。

- 【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は反対である。
- 【佐藤（大）議員】 日本共産党は反対である。
- 【鳥淵委員】 公明党は反対である。
- 【青木委員】 自民党・新政クラブは現状のままでよい。
- 【中村委員長】 全会一致に至らなかったのも、本件は現状のままとすることによりか。

全 員 了 承

整理番号3 書籍購入費用（虹の会）

- 【中村委員長】 提案会派から説明はあるか。
- 【石田委員】 提出した文書のとおりである。
- 【中村委員長】 本件について意見等はあるか。
- 【鳥淵委員】 これも線引きが難しい。公明党としては反対である。
- 【中村委員長】 書籍購入費用については、個別の話になると思う。個々に政務活動費の対象になるかどうか判断されるものである。各会派は事務局に相談しながら購入していることと思うが、判断基準はあるのか。
- 【事務局次長】 大和市議会政務活動費の交付に関する条例の第7条に、支出状況の調査という見出しがあり、「市長は、必要と認める場合には、交付した政務活動費の支出の状況について調査することができる。」、また第1条に透明性の確保という見出しがあり、「議長は、（一部略）用途の透明性の確保に努めるものとする。」という条文がある。

また議会事務局は大和市長の権限に属する事務の補助執行等に関する規程により、議会事務局の所掌に関する予算の支出事務は市長の補助職員と同等にできる。

もう一点として、地方自治法の政務活動費の規定による活動費の交付に関する事務は市長部局の職員に併任されたものとみなされている。そこで先の第7条の「支出の状況について調査することができる。」という条文に基づいて執行の補助をし、目的にかなっているかどうかを正規の条例に基づいた職務として行っている。

【中村委員長】 今の説明のとおり、議会事務局には政務活動費の用途を調査する権限があって、条例に基づいた職務として行っているということである。事務局の説明について何かあるか。

【佐藤（大）議員】 判断基準はあるのか。

【事務局次長】 事務局としては、市民が見て市政調査研究のものであって、市政に対して還元を期待できるものであるかという視点を持って行っている。書籍の場合、文言による基準があるものではなく、市政への還元が政務活動費によって期待できるかどうかを個々に話をさせてもらっている。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は現状維持としたい。

- 【山崎委員】 神奈川県ネットワーク運動も現状維持である。
- 【佐藤（大）議員】 日本共産党は現状を変える必要はないと考えている。
- 【鳥淵委員】 公明党は現状維持である。
- 【青木委員】 自民党・新政クラブも現状維持である。
- 【中村委員長】 全会一致にはならなかったので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

整理番号4 資料作成、配布費用（虹の会）

- 【中村委員長】 提案会派から説明はあるか。
- 【石田委員】 定例会の閉会後に市民向けにレポートなどを皆さんもつくられると思う。本会議での一般質問の際は時間も限られているので、内容を絞ってかた苦しい言葉行っている。それを市民に伝えていく際には、内容に膨らみを持たせ、前後関係の説明やデータの掲載もしたいという思いがある。現在は政務活動費の対象としてレポートをつくる際は、縛りも厳しく自由に行えない。議会で発言したことを報告するために、そこでは話していないがデータなどを掲載する弾力性を持たせてもよいのではないかと考えている。
- 【中村委員長】 本件について意見等はあるか。
- 【鳥淵委員】 弾力的な運用の判断は難しいと思う。現状のままでよい。
- 【小田委員】 リベルタなどタウン紙に掲載している会派もあるが、配布費用も政務活動費として認められていると理解してよいか。
- 【総務担当係長】 会派によっては印刷業者とポスティング業者を分けている。政務活動費の基準に合う広報については配布費用も認めている。
- 【石田委員】 配布費用は認められているが、内容については、一般質問で発言していないことまで掲載している場合には認めてもらえないので、非常に使いづらい。
- 【山田副委員長】 一般質問で市民の方が聞いてもよくわかるように、課題になっている理由や数字を最初から盛り込めばよいのではないかと。本件が認められれば、党としての活動の内容まで掲載できて使いやすいとは思いますが、割合で算出するには鳥淵委員も述べたとおり判断が難しい。そこは今まで通り厳格に行っているほうが市民への説明もつきやすいのではないかと。一般質問の中で背景やデータも説明すれば市民にもわかりやすく内容に厚みも出るのではないかと。
- 【山崎委員】 神奈川県ネットワーク運動では閉会後に「まちづくりレポート」というものをつくっている。年4回のうち2回は政務活動費の対象となる内容にして出している。残りの2回は自費で会派や会員など意見等を載せている。そのような対応方法もあるのではないかと。
- 【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。
- 【赤嶺委員】 明るいまらい大和は、神奈川県議会の「政務活動費の指針」

を参考にすれば本市でも運用できると考えるので賛成である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、全く反対するわけではないが現状で提案のような判断はしない。

【佐藤（大）議員】 日本共産党は、現状でも十分市民に発信ができる部分がある。現状維持でよい。

【鳥淵委員】 公明党も現状のままでよい。

【青木委員】 自民党・新政クラブも現状維持とする。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

整理番号5 名刺作成費用（虹の会）

【中村委員長】 本件については事務局から発言を求められているので許可する。

【総務担当係長】 協議に入る前に情報提供させていただきたい。名刺代については、平成19年仙台高裁の判例があり、名刺代は調査研究のために必要な経費であるとは考え難く、使途基準に合致しないとの判断が出ている。よって、名刺代を使途に加えることは考えにくいと事務局では考えている。

【中村委員長】 裁判所の判例が出ていることなので、現状のままとしたいがよいか。

【赤嶺委員】 その判決に至った経緯はどういうものか。ありえない金額の計上や市民オンブズマンの指摘を受けてのことか。

【総務担当係長】 詳細は把握していないが、判決が出たということは何らかの訴えが出たのではないかと考えている。

【赤嶺委員】 費用が問題ではなく、政務活動費から名刺作成費用を支出すること自体ができないという判決なのか。

【事務局次長】 金額の多寡ではなく、使途として名刺代は政務活動費には該当しないという趣旨の判決である。金額の多寡の問題ではないため、それを対象にした協議とならないよう、事前に情報提供したものである。

【石田委員】 何をもって名刺代を政務活動費の対象としないのか明確な説明のない中で、判例があることを理由に名刺代を対象とした協議ができないのは、いかがなものか。

【中村委員長】 判例とは具体的事件にこのような判決が下ったという法律的判断である。判例六法は詳細が記載されているわけではないが、本件は高裁の判例であり、前段階として地裁でも裁判が行われていると考えられる。また、最高裁の判例がなく、そこまで取り扱われていないならば、判決はこの内容で確定したものと思われる。石田委員がそのように主張するなら、この事件について調べてみてはどうか。他の自治体においても、この判例に基づいた運用がされていると考えるのが自然である。

【石田委員】 名刺代について他の自治体でも対象としていないという確認はしているのか。

【事務局次長】 本事件は訴えのあったところが敗訴したというもので、全国的に議会事務局で名刺代を政務活動費として認めているか調査を行ったわけではない。判例が示されている以上、事務局としてはこのようなリスクを負っていただきたくないと考えている。

【石田委員】 了解した。

【中村委員長】 本件については現状のとおりでよいか。

全 員 了 承

整理番号6 ホームページ開設（虹の会）

【中村委員長】 提案会派から説明はあるか。

【石田委員】 無償提供のホームページ作成サイトを利用しているが、非常に使い勝手が悪い。インターネットで情報を得る方々もふえている中で、本市議会はSNSなどもできていない。まずは議員個々がどのような活動をしているのかわかりやすくまとまったホームページにしていけば投票率向上や今抱えている政治の問題が緩和されるのではないかと考えており、そこに政務活動費を充ててもよいのではないかと考えている。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【山田副委員長】 本件は検討の余地があると思っている。どのような考えをもっているのか市民の皆さんに知ってもらおうツールとして、ホームページを活用する議員が多くなっている。政務活動費の使途の一つとして、ホームページの開設、維持等に充てることを認めてもよいのではないか。

【佐藤（大）議員】 きちんとしたホームページをつくるには、それなりに費用がかかる。それに政務活動費を充てられればよいとの思いはあるが、政務活動費が月額3万5千円である中でどこまでホームページ作成のために使えるのかとも考える。反対するものではないが、できるのだろうかとの思いである。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は賛成である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は現状維持としたい。

【佐藤（大）議員】 日本共産党は賛成である。

【鳥淵委員】 公明党は賛成である。

【青木委員】 自民党・新政クラブは現状維持としたい。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

整理番号7 クレジットカードでの支払い（虹の会）、クレジットカードによる支出（明るいまらい大和）

【中村委員長】 提案会派から説明はあるか。

【石田委員】 現在はクレジットカードでの支払いが認められていない。理由はポイントの付与や特典があるからだと理解している。それならば、クレジットカード払いとしたときは、あらかじめ費用の何割かを差し引いた額に政務活動費を充てることにすればよい。クレジットカード払いが認められたほうが利便性は高いと考える。

【赤嶺委員】 虹の会とは提案意図が異なる。明るいまらい大和ではポイントまで管理の対象とすればよいと考えている。

【総務担当係長】 協議の参考として情報提供したい。熊本市議会の政務活動費の使途をチェックしている南九州税理士会によると、議員個人のクレジットカードで支出をしてポイントが付与されているケースを問題視しており、公費は現金払いするよう指摘をした事例があるので参考にさせていただきたい。

【赤嶺委員】 いつごろの話か。

【総務担当係長】 平成26年度の政務活動費収支報告書についてで、新聞報道は平成27年9月1日である。

【山崎委員】 クレジットカードでの支払いが可能になればよいと思うが、他の個人的な利用もしている中で、政務活動費の領収書をどのように用意するのか。

【赤嶺委員】 例えば、アマゾンでは購入の際の付与されるポイントの明細が出る。クレジットカードの利用明細も出るので、その両方を合わせれば支出額は明確になる。

【山崎委員】 その売買のみの明細が明らかにできるということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、運用としては難しいと考えている。

【佐藤（大）議員】 日本共産党は現状維持としたい。

【山田副委員長】 公明党は明るいまらい大和の提案に賛成したい。インターネットを利用して、必要な本をクレジットカードで支払う時代である。ポイントもしっかりと管理するならば、説明責任も果たせるのではないかと考えている。

【青木委員】 自民党・新政クラブは、情報提供の話も勘案し、現状維持としたい。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

整理番号8 IT機器購入費用（パソコンなど）（明るいみらい大和）

【中村委員長】 提案会派から説明はあるか。

【赤嶺委員】 前回の本委員会での説明と配付した資料のとおりである。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【佐藤（大）議員】 貸与パソコンを廃止して、会派でパソコンの購入ができるようにしたいということか。

【赤嶺委員】 資料に記載したとおり、現在は3万円を超える物品は備品扱いになる。どこで使用するのか、誰が管理するのかを台帳に記載し、明確に運用しなければならない。それでは使いづらい。会派でパソコンを購入しても会派の控室内でしか使用ができず、政務活動として機器を持ち出すなど、自由に運用することもできない。改選や会派の解消、合流等において管理者がいなくなってしまう、台帳に記載された事項をどうするかが明確に示されていないという課題もある。

【佐藤（大）議員】 赤嶺委員の話からは、パソコンを政務活動費で購入したいのか、会派でパソコンを購入したいのかがよくわからない。金額を問わず、政務活動費の対象にして会派でパソコンを購入し、貸与パソコンを廃止したとしても、現状と管理は変わらないのではないか。

【事務局次長】 現在設置しているパソコンは、従前あった加除式の例規集が廃止され、ホームページ上で見なければならなくなったこと。また、市政に関する情報がホームページで多く公開されるようになり、ホームページを閲覧することが市政をチェックする上でも必要であることから設置されたものである。加除式例規集の代替であるとの考えから会派に2台と定めている。また、議員の法的身分が非常勤特別職であることから、活動全般を支援する事務機器の貸与、配付はできないのが現状である。

パソコン等を会派で購入することになれば、管理を会派で行うことになるので、購入から廃棄費用までを自費もしくは会派の費用で充てていただくことになる。政務活動費での購入となれば、パソコン等は多機能であり、自宅への持ち帰りということになれば、札幌高裁の判例として、自宅への持ち帰りに関して、使用したかしないかではなく、使える状態にあったということに着目して、自宅で使える状態にあったのだから、政務活動費で全額は支出できず、その部分は5割であるとの判決が出ている。案分の考え方を取り入れない限り、多機能な備品の購入というのは避けていただくという話になる。

【宮応委員外議員】 日本共産党では以前、放射能測定器を購入し、管理台帳をつくっている。機器は室内で使うものではない。また他の会派でも政務活動費でカメラを購入した事例もあったと記憶している。いずれも会派控室内だけで使うものではない例を2つ挙げたが、室外で使用するということについてはどう考えるのか。

【事務局次長】 搬出して外で使用する用途のものについては可能である。先ほどはパソコン等に限った話である。自宅でも使用可能な状態で持ち帰っていたことを捉えて、全額を政務活動費で賄うことは違法であるとの判決が

出ている例を紹介した。

【宮応委員外議員】 了解した。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和では、パソコン等は今の時代1人1台が当たり前であると考えている。各自が政務活動費を活用して、それぞれの用途に合ったIT機器を購入して使用すれば、会派のパソコンは不要になる。現状ではさまざまな規程があり、自由にできないのであれば、案分規程等を導入して、事務局が紹介した判例のように5割は政務活動費が充てられるようにしてもらえれば、よりIT機器を利用しやすい環境が整うのではないかという考えからの提案である。その場合でも3万円という金額についても改善の余地がある。神奈川県議会では10万円という規程が運用されていると聞いている。3万円では性能のよいパソコンの入手はできないので、県議会レベルの10万円まで引き上げ、案分でその半額を自己負担することで事務機器が購入できるようにしていただきたい。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【石田委員】 虹の会は案分でよいと思う。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は現状のままでよい。

【佐藤（大）議員】 日本共産党は現状のままでいくべきだと思う。

【鳥淵委員】 公明党は現状維持のままでよい。

【青木委員】 自民党・新政クラブは現状のままでよい。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

整理番号9 視察時に適用される市職員の旅行規則準用の緩和（明るいまらい大和）

【中村委員長】 提案会派から説明はあるか。

【赤嶺委員】 提出した資料のとおりである。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【石田委員】 本来、飛行機を利用すれば、その日に3件の視察ができるのではないかという日程が、現行の規程により視察の質が落ちている。具体案はないが議論を進めるべきである。

【鳥淵委員】 単に費用で判断するというものでもないと思う。規程に縛られず柔軟に運用していくべきではないか。

【山田副委員長】 現状の旅費規程を準用した行程が、常識的には考えられない部分の一部がある。誰が見ても常識的だと思われるものにしてもらえればよい。

【山崎委員】 本件は市の職員の規程にのっとったものなのか。

【事務局次長】 基本的には市職員の旅費規程を準用して旅費等を算出している。問題になっている部分については、個別具体的に協議をして改善をし

ている。基本的にとったのは例外をいくつかつくりながら運用しているのが現状である。

【山崎委員】 職員が出張するのも不合理なのではないかと思う。議員だけが変えていい問題ではない。議員が変えれば職員の規程も変わるものなのか。

【事務局次長】 職員の旅費規程を準用しているのも議会側でそれを決めて、今まで運用している。職員の旅費規程をどう改めるかは執行側の考えることである。

【佐藤（大）議員】 明るいまらい大和から提出された資料の内容についてだが、例にある島根県松江市は職員の旅費規程では陸路で行くことになるが、これは陸路で行く最も西の場所になるのか。

【赤嶺委員】 これは実際に行った明るいまらい大和の会派視察の行程である。陸路で約7時間をかけ、疲れたところで視察をしなければならない。人であるので疲労もたまる。何のための視察かと思うところもある。資料に記載した空路等と比較してもらえれば、陸路と比べ6755円高いが、約3時間短縮された行程となることがお分かりいただけると思う。どこまで規程の例外を認めていくのか、規程をどのように変えていくのかを協議できればよいと考えている。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【石田委員】 虹の会は賛成である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は合理的であるなら賛成である。

【佐藤（大）議員】 事務局と相談し、議長とも確認をとりながら、しっかりと視察ができる交通手段の選定の仕方を進めていくことが大事であり、賛成である。

【中村委員長】 現在でも、個別に事務局と協議をしているのか確認したい。

【事務局次長】 直近では、関東近県の宿泊に関する事例がある。規程では一定の距離がないと宿泊できないものを、コストと理由、例えば翌朝から用務があるなどの理由書の提出があった場合などには宿泊を可能とする決定を代表者会で行っている。部分的な補正を行いながら、基本的には旅費規程で運用しているのが実情である。

【中村委員長】 合理的なという意見があったので確認をした。賛否の確認を続ける。

【鳥淵委員】 公明党は賛成である。

【青木委員】 自民党・新政クラブは現状のままとしたい。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 政務活動費については、今回全ての項目が現状のままとな

ったが、その用途は個別的な案件で判断するほうが多く、一律によしあしを決められるものではない。議会事務局が執行側、議長の補助機関として政務活動費を管理しながら、その都度判断をしている。これで完全に協議が終わるというわけではなく、今後は個別具体的に必要に応じ検討、協議ともなろう。本市議会においては、議会事務局のアドバイスを聞きながら執行している限りは、テレビ等で報道されるようなことにはならないと思っている。

(3) 議会の無線LAN環境整備

(4) 議会無線LAN環境整備

【中村委員長】 協議事項(3)、(4)については、関連があるので合わせて協議したい。事務局に説明を求める。

【事務局次長】 無線LANでは、本庁舎1階のようなWi-Fiと呼ばれる公衆無線LANと、会派の控室内で複数のパソコン等でインターネットを利用するためにルーターを設置するという2つの考え方がある。後者はすでに複数の会派で行われている。

【青木委員】 自民党・新政クラブの提案である(3)については、今の説明で既に他の会派で実施済みであることがわかったので取り下げさせていただきたい。

【中村委員長】 自民党・新政クラブ提案の(3)は取り下げとする。明るいみらい大和提案の(4)の考えはどちらか。

【赤嶺委員】 明るいみらい大和は、控室の無線LANはすでに実施しているが、議会内でインターネットに接続できる環境は必要になってくるのではないかとの考えである。当会派の提案は、議員が利用する全員協議会室から本会議場まで、5階の議会関連のエリアをカバーできるような通信環境の整備が必要と考えている。

【中村委員長】 本件について意見等はあるか。

【山崎委員】 現在は本会議場にパソコン等の持ち込みは行えないことになっている。今後の持ち込みを想定しての整備か。

【赤嶺委員】 活用方法は多岐にわたる。それを想定していないわけではないが、例として、現在は委員会室等で行われる勉強会でネットワークに接続して資料を調べることができない。議会に関係する場所にインターネットの接続環境を整備しておけば、それが可能になる。

【石田委員】 実現するための費用はどれくらいかかるのか。自宅での無線LANなら月額2千円程度の電話料金で可能である。かかる費用はその程度ではないか。それで議員がWi-Fiで調べものができるなら議会全体の底上げにつながる。

【佐藤(大)議員】 会議の際にIT機器の使用が許されていない現状で、いま整備する必要があるのか。まずは本会議場でのパソコン等の使用やプロジェクターを利用した資料投影を可能にするほうが先ではないか。

【鳥淵委員】 大事なことであり反対ではない。一度に整備することで運用もスムーズになると思うが、佐藤大地議員が言うとおりに、その前に議会として進めていかなければならないことが他にあると思う。

【赤嶺委員】 環境整備については、インターネットに接続できる環境はすでにあるのでWi-Fiの子機をいくつか置くだけと考えている。1万円あれば費用は足りると考えている。

【山崎委員】 議会にIT機器の持ち込みができない状況で、環境を整備しても意味はないのではないかと。公衆無線LANを整備することによって現状でどのような利点があるのか。

【赤嶺委員】 勉強会やIT機器の持ち込みが制限されていない打ち合わせなどではパソコン等を持ち込んでいる。その際に現状では、インターネットに接続しようとするならば自費であるが、環境が整備されれば議員は無料で使用できる。例として、確認したデータをすぐにどこかへ送るとか、パソコンの画面を利用したテレビ電話での会議、そういったものにも今後活用が可能になる。どのように使うのかは現状ではさまざまな取り決めがあるため難しい点は多々あるが活用の幅は広がる。

【石田委員】 市のホームページなどから資料をダウンロードするとデータ容量が大きいため、個人契約した携帯機器での利用では、定められたデータ通信量を超えてしまうのではないかと気にしている。このことから、議会がWi-Fi環境を整備することのネガティブな要素はない。

【山崎委員】 勉強会においてパソコンで調べるようなことがあるのか。

【石田委員】 控室などで緊急に資料を取り寄せたり、情報を集めたいときに必要に応じて対応できる。

【山崎委員】 控室であれば現状でも会派に貸与されたパソコンでインターネットは利用できる。

【石田委員】 貸与パソコンでなく個人の携帯機器で使いたい。

【中村委員長】 環境の整備に一定の利点はあるだろうが、議会事務局の意見はどうか。

【事務局次長】 事務局として第一に整備しなければならないのは議員の公務に対応する部分であると考えている。公衆無線LANを整備すれば利便性が向上することは理解するが、確たる用途、例えば議案書をタブレットで見るために環境整備されていなければ活用ができないというようなことが明確でない。あれば便利ということが、公務にどう対応するのか判断に迷う。明確な用途が示せないものについて予算要求はできないと考えている。

【石田委員】 明確な用途としては、控室のパソコンも使えるが私物のパソコンを用いて自宅で作業することもあり、そのデータを移しかえるのが面倒という点である。また私物のスマートフォンでインターネットを利用した調べものをすれば議員個人に費用がかかるなど不利益をこうむっている。調査をするために資料のダウンロードや動画を見るなど、政務活動費に当たる部分で自己負担を強いられていることである。それ以外にも議会全体の底上げ

になるような利益もある。

【中村委員長】 自民党・新政クラブとしては会派控室内で無線LAN環境が整備できればよいと思っている。石田委員の言われたことは、それに対応可能ではないのか。全ての会派控室で環境が整備され、さらに市側や傍聴者がそのような環境を望むようになったときに、提案のような整備を行ってもよいと思う。虹の会ではすでに控室に無線LAN環境を整備しているのか。

【石田委員】 整備はしていない。

【中村委員長】 虹の会もまずはそこから始めてはどうか。

【石田委員】 私の通信機器は契約で定められたデータ通信量を超えると、追加課金されるタイプである。第一に整備しなければならないのは議員の公務に対応する部分とのことだが、まずはWi-Fiの環境を整えることが第一と考えている。

【中村委員長】 他の会派では整備しているところもあるようだが、自民党・新政クラブでは、これから会派控室でのWi-Fi環境を整備しようと思っている。それでやりたいと思っていることは解決する。それでもやはり議会全体で公衆無線LANの環境整備が必要と言うのであれば、それは次の段階だと考えている。

【赤嶺委員】 議会のエリア全体をカバーできる環境があれば、会派内で通信環境を整備する必要もなくなる。それができないので会派内で構築している。順番が違う。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【青木委員】 自民党・新政クラブとしては、現状では必要ない。

【鳥淵委員】 公明党としては、現状では必要ない。

【佐藤（大）議員】 日本共産党としては、現段階では必要ない。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動としては、現状では必要ない。

【石田委員】 虹の会としては、整備すべきである。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることではどうか。

全 員 了 承

（５）議会事務局による無料通話アプリ運用

【中村委員長】 本件について意見等あるか。

【佐藤（大）議員】 どちらからの通話を想定しているのか。自身の携帯電話等から無料アプリを通じて事務局に連絡ができればよいとの提案か。スマートフォンになって通話料金の比重が高まっているのは理解するが、提案するほど事務局に電話をする機会がふえているのか、また重大な案件でどうしても事務局に連絡をしなければならないときに通話アプリを利用するのか疑問である。

【鳥淵委員】 大事な話であるなら事務局に足を運んで直接話せばよい。

【石田委員】 メリットとしては通話料金の負担軽減である。

【赤嶺委員】 重要なのは時間にかかわらず、無料ということである。どちらからの通話を想定しているのかとの話があったが、どちらからであってもよい。現在は議員が事務局に電話をすれば携帯などの電話料金がかかり、事務局が電話をすれば電話料金が発生している。無料の通話アプリが導入されれば経費のコストダウンが図れる。毎日頻繁に連絡をするわけではないので、事務局に1台スマートフォンを配備し、それが通話中のときなどは、現状の方法で電話をすればよいと考えている。

【中村委員長】 無料通話アプリはLINEを想定しているのか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【中村委員長】 LINEで情報流出などの報道がされているが、セキュリティについてはどうなのかを事務局に聞きたい。

【議事担当係長】 有線の電話と比べて、情報漏えいや通信の秘密の保持に課題があるとの報道に接している。

【中村委員長】 提案会派としてはそれをどのように考えているのか。

【赤嶺委員】 過去の報道では文字による通信内容が流出したということがあった。通話内容の流出については聞いていない。本提案はあくまでも通話について導入してはどうかというものである。

【鳥淵委員】 スマートフォンは通話が無料でも、機器購入や配備に初期導入費用等がかかるのではないか。

【赤嶺委員】 私が調査したところ、一番安価な携帯電話の料金もしくは電話番号が付与される契約であれば利用は可能である。

【鳥淵委員】 費用はゼロということか。

【赤嶺委員】 LINEを使用するには電話番号が必要になる。その電話番号を取得するためにかかる費用はある。ランニングコストとして、すでに回線があるので契約によって使用料がかかるとしても使用しなければ維持費として配備しておく費用のみである。

【鳥淵委員】 事務局に費用は発生しないのか。

【赤嶺委員】 全て確認したわけではないが、私個人の契約では月額1400円ほどである。さまざまな契約の形態があるので安価なものはあると思う。

【鳥淵委員】 通話は無料ということだが、ランニングコストがかかるということは安価な契約であったとしても費用が発生するというものでよいか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【山崎委員】 これは前提として議員全員がLINEを使用できる機器を持っていることが必要で、それでも、議会事務局に一斉に電話をかけた場合にはつながらないので、何台か用意することにならないか。

【赤嶺委員】 通話が重複する機会はあまりないと考えている。スマートフォンを持っている議員も多く、LINEのような無料通話アプリを利用している議員も多い。それが利用できれば通話料はかからない。議員側にも大いにメリットがある。それでコストも安価であれば1台配備しておけば費用対

効果の面からもよいと考えている。

【佐藤（大）議員】 事務局から議員に1カ月にどれくらいの電話をかけているのか。

【事務局次長】 1時間に何本も電話をかける場合もあれば、二、三日電話をしない場合もある。状況によって変動する。数値的に集計したことはない。

【佐藤（大）議員】 費用対効果の話である。通話料金が月に何千円もかかるとは考えにくい。機器購入にかかる費用を考えれば必要ないのではないか。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【石田委員】 本件の協議は感覚的な思いから話がされているようである。実際の実施費用など費用的なメリットを検討しなければ賛否を確認する段階ではないのではないか。

【中村委員長】 賛否の確認において検討という回答はない。実証するにしても事務局の負担が大きい。

【石田委員】 虹の会は、大枠で賛成である。実証は事務局に依頼するものではない。この場で提案を否定するのではなく、今、必要なものが見えてきたので今後詳細が出て、再度提案されたときには改めて検討してもよいと思う。

【中村委員長】 本委員会で提案されて合意しなかったものは全て、今後一切議論しないというものではない。現段階としての結果を出している。保留になったもの等が、状況の変化等で再提案があれば議論することは十分あり得る。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動としては、誰もがスマートフォンを所有して通話をするような環境になれば、場合によっては必要になるかとも考えるが、現状では必要ない。

【佐藤（大）議員】 日本共産党としては、現状では必要ない。

【鳥淵委員】 公明党としては、現状で十分である。大事な話であれば事務局に足を運ぶべきである。

【青木委員】 自民党・新政クラブとしては、無料通話アプリについては無限の可能性を持つと考えるが、それだけ不安要素もある。現状維持としたい。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

(6) 土・日曜日、議会の開催について（年に1回程度：3月）

(7) 夜間・休日議会の開催（予算・決算委員会における代表質問など）

【中村委員長】 (6)、(7)については関連があるので合わせて協議したい。本件について意見等あるか。

【青木委員】 自民党・新政クラブ提案の(7)については、「予算・決算委員会における代表質問など」の実施が決定していないので提案を取り下げた

い。

【中村委員長】 自民党・新政クラブ提案の（7）は取り下げとする。公明党提案の（6）について意見等はあるか。

【鳥淵委員】 提案について補足をしたい。年に1回程度、3月としたのは予算審議の議会を想定したものである。

【青木委員】 土・日曜日、議会の開催について、過去に協議したことがあれば伺いたい。

【事務局次長】 平成14年度を中心に、議会活性化検討協議会が設置された中で、夜間や休日議会の検討をするという点と本会議のテレビ放映について実施できるところから実現化していく（庁内モニター、ケーブルテレビ等）という2点が並列で議論され、夜間や休日議会については不採択となり、テレビ放映の部分の採択して進んできた。このときの議論として、先のテレビ放映が後にインターネット中継にかわるが、いつでもどこでもインターネット環境があれば本会議を見ることができると選択したものと記憶している。その後、平成18年度半ばに本会議のインターネット中継が導入され、現在においてはスマホ、タブレットでの視聴が可能なように予算要求を行っているところである。

【青木委員】 インターネット中継実施の趣旨には、夜間や休日であっても市民の方が自由な時間で本会議を見ることができるようにしたという理解でよいか。

【事務局次長】 先ほどの2点を協議するに当たり、後にインターネット中継となるテレビ放映のほうを選択した理由の中に、青木委員の言われる趣旨が含まれていたと理解している。

【佐藤（大）議員】 議会に対してどのように関心を持っていただくかは課題であるが、現在の社会情勢を踏まえて、土曜日や日曜日、夜間に市民の皆さんが傍聴に来られるのか考えたとき、難しいのではないかと感じている。それよりはスマホ、タブレットでも視聴できる環境を整えていくことが大事である。

【山田副委員長】 いつでもどこでも本会議を見ることができると環境は必要であると思う。現在の議会は平日昼間の開催であり、仕事をされている方は傍聴ができない。そういう方たちにも傍聴の機会をふやすことで議会への関心を持っていただけるのではないかとこの考えからの提案である。山形県上山市議会ではサンデー議会を開催しており、平日よりは傍聴が多いと聞いている。

【佐藤（大）議員】 議会棟が庁舎と別にあるという環境も関係するのではないか。本市議会が休日に議会を開会しようとするれば、開庁しなければならず、途中階の職場のセキュリティーの課題も生じる。

【議事担当係長】 議会運営委員会で3市を視察した。上山市は庁舎内に議会設備があったと記憶している。

【佐藤（大）議員】 サンデー議会ではどのように対応していたか聞いている

か。

【議事担当係長】 詳細についてはわからない。

【中村委員長】 大阪府大東市を視察したことがあるが、大東市は休日、夜間の議会も、インターネット中継も実施している。考えなくてはならないのは、休日、夜間にどの会議を開催するかである。自民党・新政クラブが提案していたのは、代表質問を設けて各会派が質問すれば会派の考えがわかる。大東市はそれを予算、決算時期に休日、夜間議会でやっている。議会の傍聴だけではなかなか来ていただけないので、講演やミニコンサートを本会議場で開催する工夫もしている。今回、自民党・新政クラブは提案を取り下げたが、今後、「具体的に、ある特定の会議を開催したいので休日、夜間議会を開催したい」というところまで協議できるよう機が熟してから再度提案したいと思っている。

【山田副委員長】 上山市のサンデー議会では 117 名が傍聴に来られ、そのうちサンデー議会ということで初めて来られた方が 24 名、20 パーセント程度の方である。門戸を広げていこうと考えれば、その余地はあると思う。

【赤嶺委員】 年 1 回程度とした理由を改めて伺いたい。

【鳥渕委員】 3 月が予算を審議する議会であるからである。広くという意味ではもっと開催してもよいが、議会の開催には多くの方がかかわるので、まずは 1 回程度とした。

【山田副委員長】 上山市では職員が振替をとることで費用についてはかかっていないようである。

【赤嶺委員】 過去に休日議会の提案をした際の一番の課題は、費用に見合う効果が出るかであった。休日議会を開催したところで傍聴者が来なければ意味がないとの意見があったと記憶している。議会であればかなりの職員がかかわることになる。そこに発生する費用が莫大なものになってしまうとの意見もあった。休日、夜間議会によって、一般の方が議会へ足を運ぶ機会がふえる、平日に仕事を持つサラリーマンが議員になれるというメリットがあると考えられる。そのメリットは理解するが、まずは現状行われている本会議、委員会のインターネット配信を行うことが先決である。

【中村委員長】 サラリーマンが議員になれるように休日、夜間議会を進めるべきとの考えは以前、私も持っていた。しかし議員になってみると、議員の仕事は議会の会期中だけではない。ほとんど毎日仕事がある。たとえ議会の会議を休日や夜間に行うにしても、よほど会社の理解があつて議会優先にしてもらえなければ、現実としてサラリーマンをやりながら議員はできないと思う。休日、夜間の議会になれば本当に可能だと思うのか。

【赤嶺委員】 できる、できないで論ずるべきではない。さまざまな環境の方が集まるのが議会であるという視点に立てば、さまざまな人が議員になるために立候補できる環境を整えるのは非常に重要なことだと思う。

【中村委員長】 多くの方が議会を傍聴できる機会ができるので休日、夜間に議会を行うのは理解できるが、土曜日、日曜日に議会の日程を組めば、議

員になれる環境が整うとは思えない。

【山田副委員長】 本件の論点から逸脱しているのではないか。

【中村委員長】 提案会派を除く、各会派の賛否を確認したい。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和としては、検討の余地は大いにあると思うので賛成である。

【石田委員】 虹の会としては、休日にしか機会がない方にとっては、傍聴が可能になるので賛成である。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動としては、機会をふやすことはよいことだと思うので、賛成である。

【佐藤（大）議員】 日本共産党としては、実施の仕方をどうするのが重要である。どう具体化していくかは議員間、事務局ともさらに協議をしていく必要がある。現状維持としたい。

【青木委員】 自民党・新政クラブとしては、まだまだ検討の必要があるので現状維持としたい。

【中村委員長】 全会一致にはならなかったもので、本件は現状のままとすることによいか。

全 員 了 承

2 その他

【中村委員長】 皆さんからなければ、事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 次回、第15回の本委員会の日程については、12月22日（木）、委員会室で午後2時からである。協議事項は、自民党・新政クラブ提案の番号63、「定例会の日程」と、番号64、「【委員会】インターネット中継の実施 別途「申し送り事項」あり」と、明るいまらい大和提案の番号65、「委員会ネット中継の早期実施」と、関連して、本年1月18日の本委員会で先送りすることとしていた自民党・新政クラブ提案の番号14「【委員会】（ある程度の）事前通告をする」の以上、4項目の協議をお願いするものである。

【中村委員長】 次回、12月22日（木）の第15回での協議事項は、事務局の説明のとおりであるが、各会派内で次回までに意見をまとめてきていただくために、提案会派から協議事項の説明をお願いしたい。

なお、自民党・新政クラブからの説明に必要な資料を、ここで事務局から配付させる。

（資料配付）

【中村委員長】 番号64の「【委員会】インターネット中継の実施 別途「申し送り事項」あり」については、前期の議会改革実行委員会でも委員会中継は合意されているが、当時の各会派から申し送り事項があったので、それを踏まえて協議したい。それと合わせて、番号14は、インターネット中継をす

るにあたって、ある程度時間を絞らなくてはならないが、会議の質を落とすてはいけない。質を落とさずに日程の枠におさめていくために事前通告も必要なのではないかと考え提案したものである。番号 63 の「定例会の日程」は、自民党・新政クラブから代表質問や予算、決算の委員会設置などを提案したが合意に達しているものがない。それが合意されていれば定例会の日程の見直しを検討しなくてはならないが、見直しを行うか、取り下げるかを次回までに検討したい。

【赤嶺委員】 明るいみらい大和の提案は一覧表の記載どおりである。現在行っている委員会をありのままインターネットで配信してほしい。

【中村委員長】 ほかになければ以上で終了する。

午後 4 時 05 分 閉会